

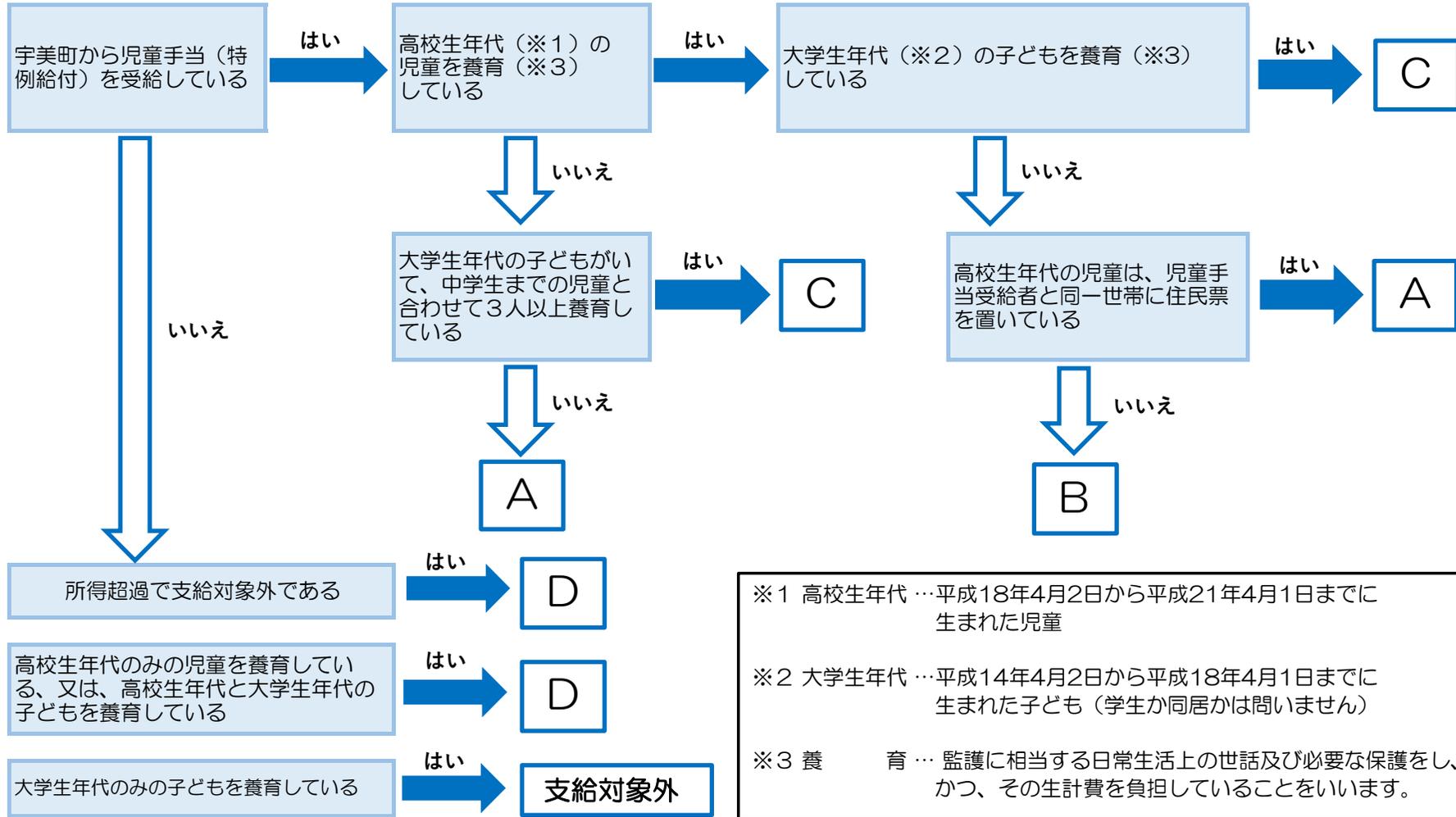
# 児童手当手続確認フローチャート

※受給者が公務員の場合は、勤務先でお手続きください。町外にお住まいの場合は、お住まいの自治体でお手続きください。  
 ※2人以上（父母等）で養育している場合は、所得が高い方が、受給者になります。

ホームページにも、制度改正について掲載していますので、ご覧ください。



【スタート】



※1 高校生年代 …平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた児童  
 ※2 大学生年代 …平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子ども（学生か同居かは問いません）  
 ※3 養 育 … 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していることをいいます。

裏面で該当のアルファベットの手続内容を確認してください。どれにも該当しない場合は、宇美町役場 福祉課 福祉・手当係へお問い合わせください。

|   |      |  |
|---|------|--|
| A | 手続不要 | 高校生年代の児童がいる場合、及び児童が3人以上いる場合は、職権で額改定（増額）します。  |
| B | 手続必要 | <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当額改定認定請求書【様式2】</li> <li>○児童手当別居監護・養育申立書【様式3】（高校生年代の児童と別居している場合のみ必要）</li> <li>○請求者の本人確認書類のコピー（運転免許証・マイナンバーカード等）</li> </ul>   |
| C | 手続必要 | <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監護相当・生計費の負担についての確認書【様式4】</li> <li>○請求者の本人確認書類のコピー（運転免許証・マイナンバーカード等）</li> </ul>   |
| D | 手続必要 | <p>【高校生年代までの児童を養育している人、高校生年代までの児童と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が2人以下となる人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当新規認定請求書【様式1】</li> <li>○児童手当別居監護・養育申立書【様式3】（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代の子どもと別居している場合は不要）</li> <li>○請求者の健康保険証のコピー（厚生年金・共済年金の場合）</li> <li>○振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー（請求者名義のもの）</li> <li>○請求者の本人確認書類のコピー（運転免許証・マイナンバーカード等）</li> </ul> <p>【高校生年代までの児童と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が3人以上となる人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当新規認定請求書【様式1】</li> <li>○児童手当別居監護・養育申立書【様式3】（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代の子どもと別居している場合は不要）</li> <li>○監護相当・生計費の負担についての確認書【様式4】（大学生年代の子どもについて記入）</li> <li>○請求者の健康保険証のコピー（厚生年金・共済年金の場合）</li> <li>○振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー（請求者名義のもの）</li> <li>○請求者の本人確認書類のコピー（運転免許証・マイナンバーカード等）</li> </ul> |

※提出後の審査で、支給の可否を決定します。結果通知は11月中旬以降に送付予定です。